

新潟市教育委員会 令和8年4月 定例会会議録				
日 時	令和8年4月20日(月) 午後3時30分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	夏 目 久 義			
出席委員 (8名)	石 坂 学		出席委員	和 田 有 子
	神 林 むつみ			立 松 有 美
	小 見 直 樹			池 主 透 子
	渡 部 雄一郎		欠席委員	
	高 橋 誠 一			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (7名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	丸 山 明 生		
	教 育 次 長	山 本 正 雄		
	教 育 総 務 課 長	梅 田 綾 里		
	学 校 人 事 課 長	相 馬 直 子		
	学 校 支 援 課 長	内 藤 浩 悟		
	生涯学習推進課長	山 口 穰		
	教 育 総 務 課 補 佐	戸 塚 剛		
他部署 出席者(1名)	歴史文化課長 野澤 真里子			

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (8 件)	議案第 1 号	令和9年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 2 号	令和9年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 3 号	令和9年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 4 号	令和9年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 5 号	令和9年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 6 号	令和9年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 7 号	第37期新潟市社会教育委員の委嘱について
	議案第 8 号	教職員の人事措置について
報告 (2 件)	新潟市文化財の指定の諮問について	
	白南地域の小学校の適正配置の取組について	
協議会 (0 件)		

第1 開会宣言

○教育長

午後 3 時 30 分 開会を宣言する。

これより 4 月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することで決定します。

年度の始まりですので、私から一言ご挨拶申し上げます。教育長の夏目でございます。会議の場ですので、着座で挨拶させていただきます。

皆様には公私ともに大変ご多忙の中、教育委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。教育委員会の役割は大変多岐に渡っております。学校における子どもたちの学びはもとより、各機関も含め、あらゆる機会を通じて、すべての世代の市民の学びを支援していくものです。委員の皆様には教育行政全般に渡る大きな責務を担っていただいています。限られた機会と短い時間で恐縮でございますが、内容の深い意見交換、議論をお願いしたいと思います。

昨年 4 月に、新たに「新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～」をスタートさせています。この計画で、目指す人間像「しなやかに世界と未来を創る人」、この実現に向けて各施策を市長部局とも連携し、広く市民、地域とも協働しながら推進をしてまいりたいと思います。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、4 月 1 日付けで今年から石坂委員を教育長職務代理者に指名いたしましたので報告をいたします。石坂職務代理者より一言をお願いしたいと思います。

○石坂委員

今ほど職務代理者を仰せつかりました、石坂学と申します。どうぞよろしくお願いいたします。微力ではございますけれども、夏目教育長様をお支えしながら、市の教育行政がより円滑に進んでまいりますよう努めていきたいと思えます。委員の皆様、それから事務局の皆様にはこれまで通り、変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

続いて 4 月 1 日より新たに就任をいただいております、立松委員、池主委員の順に一言ずつご挨拶を頂戴したいと思います。

○立松委員

立松有美と申します。よろしくお願いいたします。私は東区でこども食堂をやっております、今年で 10 年ほど活動してまいりました。また、公民館等で子育て支援に関する講座などをやらせていただいております。初めての経験であり、学ぶことからのスタートとなりますが、皆様から多くのことを教えていただきながら、誠心誠意務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池主委員

TC-wave の池主透子と申します。私、仕事はマーケティングリサーチ、いわゆるアンケート調査の報告書を主に作成する業務を個人で行っているのですが、私自身が体調を崩した経験がありまして、その際に在宅の女性のネットワークを作りまして、その人たちと一緒に仕事をしております。微力ではございま

すが、お役に立てるよう頑張っまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 引き続きの委員の皆様も新たな気持ちでよろしくお願いいたします。
それでは会議に入まいります。

第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第 1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に神林委員及び小見委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長 次に、日程第 2 付議事件に入ります。

はじめに、議案第 1 号から議案第 6 号 教科用図書採択に関する基本方針については、関連がありますので、一括して審議いたします。学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長 学校支援課の内藤と申します。よろしくお願いいたします。
議案第 1 号から 6 号の説明に入る前に、前提について、資料はありませんが説明をさせていただきます。

まず、こちらは学習指導要領と言います。教育基本法の中にある教育の水準の確保という観点から、学校教育における各教科の目標や学習すべき内容を文部科学省が決定し、この中で示しております。学習指導要領は約 10 年に一度改定されます。全国の教職員はここに書かれてあることに沿って、こどもたちに指導することになります。実際の授業では学習指導要領に沿った教科用図書、つまり教科書を使用してこどもたちの学びの水準を確保します。教科書はこの学習指導要領に示された目標や内容に準じ、教師にとっても使いやすく、こどもの学びが深まるよう、教科書会社の工夫のもと、作成・編集し、文部科学省の検定を受けます。各教科、文部科学省の検定を通った複数の教科書が存在しますが、どの教科書を採択するかは各自治体に委ねられており、最終的には教育委員会、つまり皆様から採択していただくということが、大枠の考え方でございます。

それでは、令和 9 年度使用新潟市立学校用教科用図書の採択に関する基本方針について、議案第 1 号から第 6 号まで一括してご説明いたします。

付議 1 ページをご覧ください。来年度使用する教科書についての基本方針の補足説明がまとめられております。

黒丸の 1 つ目、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の、第 14 条の二重線にある通り、政令で定める期間は同一の教科用図書を採択することになっております。

また、2 つ目の黒丸の、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条の二重線にある通り、同一の教科用図書を採択する期間は 4 年間となっております。つまり、小学校、中学校の義務教育において、教科書は毎年採択するのですが、新たな教科書の選定・採択は 4 年ごとに行われ、4 年間は毎年同じ教科書を採択・使用することになっております。

ただし、特別支援学校及び特別支援学級と、高等学校等に関してはこの限りではありません。

表の中の議案ごとに説明いたします。議案第 1 号 小学校です。経緯の枠を見ていただきたいのですが、経緯の 1 つ目に書いてあります通り、令和 5 年度に新たな教科用図書を選定・採択し、令和 6 年度から使用している教科書を令和 9 年度までの 4 年間使用します。この間、同一のものを毎年採択しますので、その右側の枠の中に書いてある通り、来年度の採択に関しては令和 8 年度のものを選択するという方針になります。

議案第 2 号の中学校並びに議案第 3 号の高志中等教育学校前期課程についても、経緯に書かれてある通り、令和 6 年度に新たな教科書を選定・採択し、令和 7 年度から使用している教科書を、令和 10 年度まで 4 年間使用することとなっております。したがって、その右側、本年度の採択に関して、令和 8 年度と同一のものを採択いたします。

次に、議案第 4 号 特別支援学校及び特別支援学級で使用される教科書は少し複雑なところもありますので、補足説明をさせていただきます。特別支援学校・学級在籍の児童生徒が扱う教科書には、4 つの選択肢があります。

1 つ目は、先ほどもご覧いただいたように、通常のこどもたちと同じ教科書を使用する。これがまず 1 つ目の選択肢です。

2 つ目は、下の学年の教科書を使用する。例えば、中学校 2 年生だけでも、本人の学習状況を鑑み、小学校 6 年生の教科書を使用する。こういったこともできます。

3 つ目は、文部科学省著作教科書と言われますが、文部科学省が作成した教科書、通称星本、上に星がついているのですが、星本を使用する。これが 3 つ目の選択肢です。

4 つ目は、これに該当しない絵本や図鑑など、一般図書を使用することができます。こういったものを通して算数や数学について学んでいくというようなことになります。この一般図書は、文部科学省の検定を受けているわけではなく、毎年教育委員会が選定・採択することとなっております。

次に、表の中の議案第 5 号 高等学校、それから議案第 6 号の高志中等教育学校後期課程に関しては毎年の採択になっております。

以上を踏まえて、令和 9 年度使用新潟市立学校用教科用図書の採択に関する基本方針について説明をいたします。

付議 2 ページをご覧ください。小学校用教科用図書に関する基本方針です。中段にありますけれども、1 小学校用教科用図書は、令和 8 年度と同一の教科用図書を採択する。小学校用教科用図書については以上です。

付議 3 ページをご覧ください。中学校用教科用図書採択に関する基本方針です。1 中学校用教科用図書は、令和 8 年度と同一の教科用図書を採択する。中学校用教科用図書については以上です。

付議 4 ページをご覧ください。高志中等教育学校前期課程用教科用図書に関する基本方針について、1 にある通り、中学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様となります。

付議 5 ページをご覧ください。特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針についてです。

- 1 点目、一般図書の採択を行う。
- 2 点目、採択に関しては無償措置法、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。
- 3 点目、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考に採択する。
- 4 点目、図書の採択は、審議委員会の答申に基づき、教育委員会が決定します。

特別支援学校・特別支援学級用教科用図書については以上です。

付議 6 ページをご覧ください。高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。

1 点目、教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定によって、教育委員会が行うこととなりますが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即して、教職員の意見や希望が反映されるようにします。

2 点目、校長に、その学校に適する教科用図書を次の 4 つの項によって選定させ、その結果を尊重して採択します。

(1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。

(2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教会用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。

(3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。

(4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。

高等学校用教科用図書については以上です。

付議 7 ページをご覧ください。高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針でも、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様でございます。

以上が、令和 9 年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針でございます。

本日は、基本方針のみについてのご確認と承認をお願いいたします。よろしくお願いいたします。以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。具体的な作業は資料 2・3 にある通りです。

それでは、議案第 1 号から議案第 6 号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議案第 1 号から議案第 6 号について、承認することとします。

次に、議案第 7 号 第 37 期新潟市社会教育委員の委嘱について、生涯学習推進課から説明をお願いします。

○生涯学習推進
課長

生涯学習推進課、山口です。よろしくお願いいたします。

それでは付議資料の 13 ページをご覧ください。議案第 7 号 第 37 期新潟

市社会教育委員の委嘱についてです。この度の議案は、社会教育委員の任期満了に伴う新たな委員の委嘱についてです。

次の 14 ページをご覧ください。第 37 期新潟市社会教育員名簿でございます。社会教育委員は、社会教育法に定められておりまして、教育委員会が委嘱する非常勤の地方公務員となります。新潟市社会教育委員に関する条例で、定数は 11 名、任期は 2 年となっています。委員は、学校教育、社会教育、家庭教育の関係者、また学識経験者等から教育委員会が委嘱することになっており、各分野で活動している 10 人と、公募委員 1 名を選出させていただきました。

委員候補者のうち、左の表に記載しております新と記載している方が新任の委員で、11 名中 7 名が新任で、継続委員が 4 名というかたちになります。また、女性委員の割合ですが、11 名中 7 名が女性で、64%となっています。

それでは、委員候補を紹介させていただきます。表の記載は五十音順となっており、上から説明させていただきます。

まず、浅嶋隆さん。小学校校長会からご推薦いただき、現在、鎧郷小学校の校長先生をやられております。

江夏雪美さん。この方は公募委員です。主な活動で不登校支援を行っている方であり、元新通つばさ小学校の PTA 副会長もご経験されております。

大堀正幸さん。ファザーリング・ジャパンにいがたの顧問。その活動は、男性の子育て、働き方改革の見直しや、ワークライフバランスの推進を行っている団体で、この団体は男女共同参画審議会の委員にもなっている団体の方々です。

その次、小田八重子さん。令和 6 年度に市内の学校園で学校運営協議会がすべて設置されたところでございます。この度の改選では、学校運営協議会の会長から 1 人と考えていたところで、この度、小田さんを選出させていただきました。小田さんは学校現場でのお勤めの経験もあり、現在、鳥屋野中学校の学校運営協議会の会長をしていただいているところです。

桑原通泰さん。こちらは中学校校長会からの推薦で、現在、上山中学校で校長先生をやられております。

次の佐久間沙都美さん。新潟市小中学校 PTA 連合会からの推薦です。現在、同連合会の会長をなさっております。

次に、下から 2 番目の古川みなみさん。こちらは中央図書館からの推薦で、新潟市立図書館協議会の委員でいらっしゃいます。

この他、佐藤裕紀さん、司山園美さん、羽賀万起子さん、山岸則子さんは継続委員で、所属等は記載の通りでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

私から質問させていただきます。11 人中の女性の数とその割合は前回に比べてどうでしょうか。

○生涯学習推進

前回より 1 人増えているので、パーセンテージは上がっています。また、市

課長 の方針で女性割合は 45%以上を目標にするという方針になっております。そこについてもクリアしております。

○教育長 他はいかがでしょうか。
それでは、議案第 7 号について、承認してよろしいでしょうか。
(異議なし)
それでは、議案第 7 号について、承認することとします。
次に、議案第 8 号 教職員の人事措置については、人事案件であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。
(異議なし)
それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議いたします。

第3 報告

○教育長 次に、日程第 3 報告に入ります。
はじめの、新潟市文化財の指定の諮問について、次の、白南地域の小学校の適正配置の取組についても、いずれも公表前であるため非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。
(異議なし)
それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、報告いたします。
続きまして、日程第 4 次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。

第4 次回日程

○教育総務課長 5 月につきましては、5 月 27 日(水)、時間は午後 3 時 30 分からを予定しています。

第5 公開終了

○教育長 以上で、公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。
(退席を確認)

第6 付議事件(非公開)

第7 報告(非公開)

第8 定例会閉会

○教育長 これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員 神林 むつみ

署名委員 小見 直樹